

2025年5月29日

各位

会社名 株式会社パロマ・リームホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小林 弘明

株式会社富士通ゼネラル株式（証券コード：6755）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年4月28日、株式会社富士通ゼネラル（証券コード：6755、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年4月28日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年5月28日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社パロマ・リームホールディングス
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館7階

（2）対象者の名称

株式会社富士通ゼネラル

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
58,644,707株	23,722,800株	一株

（注1）本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（23,722,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（23,722,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数（58,644,707株）を記載しており、当該最大数は、対象者が2025年4月25日に公表した2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（109,406,661

株) から、2025 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (4,640,954 株) 及び富士通株式会社が所有する対象者の株式の全て (46,121,000 株) を控除したものになります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 4 月 28 日（月曜日）から 2025 年 5 月 28 日（水曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2025 年 6 月 11 日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 2,808 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（23,722,800 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（48,784,101 株）が買付予定数の下限（23,722,800 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 5 月 29 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	48,784,101 株	48,784,101 株
新株予約権証券	—	—

新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 (米国預託証券)	—	—
合計	48,784,101 株	48,784,101 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	461,210 個	(買付け等前における株券等所有割合 44.02%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	487,841 個	(買付け等後における株券等所有割合 46.56%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	461,210 個	(買付け等後における株券等所有割合 44.02%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,047,090 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年11月1日に提出した第106期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（109,406,661株）から、2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（4,640,954株）を控除した株式数（104,765,707株）に係る議決権の数（1,047,657個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2025年6月5日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付け等は現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2025年4月25日付で公表した「株式会社パロマ・リームホールディングスによる株式会社富士通ゼネラル株式（証券コード：6755）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

公開買付者は、公開買付者が対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続を実施した場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となつた場合は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

以上に関する具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社パロマ・リームホールディングス

（東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館7階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区兜町2番1号）

以上

【米国規制】

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。